建設業における保険未加入問題に関するQ&A(2012/10/31)

1 未加入問題総論

- 1 建設業における社会保険未加入問題とは何か
- 2 施工費は安ければよいという発注者に問題があるのではないか
- 3 若者の入職が少ないのは保険未加入のせいか
- 4 ただでさえ少ない給料から保険料を引かれたら生活できないのだが
- 5 経営が厳しい中で保険料の事業主負担がこれ以上増えたら経営が成り立た ないのだが
- 6 今後現場から社会保険未加入企業が排除されるのか
- 7 元請企業に求められる保険未加入者の排除措置はどのようなものか
- 8 下請企業への現場での社会保険加入の確認・指導の具体的な方法は
- 9 一人親方対策として何を行えばいいのか。受注量の変動がある以上、雇用化は無理ではないのか
- 10 今後検討するとされている就労履歴管理システムとは
- 11 社会保険未加入問題が解決すると、建設労働者、建設業はどう変わるか

2 社会保険とは

- 12 社会保険に加入した場合と加入しなかった場合の生涯収入額の違いは
- 13 指導に従わずに保険未加入だとどうなるのか
- 14 以前雇用保険だけは加入していたが、今回健康保険・厚生年金に加入すると過去2年分の保険料が請求されることになるのか。
- 15 建設国保組合などの国民健康保険組合に入っている人も協会けんぽに入り 直さないといけないのか
- 16 加入期間が25年に満たないと年金はもらえないのか
- 17 若い世代は払った保険料よりも年金として帰ってくる金額が少ないという のは本当か
- 18 公的年金制度は未納率が高く制度がもたないと聞くので、今さら入っても 仕方がないと思うが
- 19 社会保険の加入手続きについて情報を集めるには
- 20 社会保険の加入手続きについて相談したいときは

|3 関係者一体となった保険未加入対策|

- 21 社会保険未加入対策はどのように進められるのか
- 22 社会保険未加入対策推進協議会とは何をする団体で、どんな人が参加しているのか

- 23 建設業団体から会員企業への周知はどのように行えばいいのか
- 24 公共工事の発注価格には法定福利費がどの程度含まれるのか

4 法定福利費の確保

- 25 法定福利費の確保に向けた行政の取り組みは
- 26 法定福利費を確保するため、専門工事業団体は何をすればいいのか
- 27 今後、専門工事業団体による標準見積書の作成をどのように進めるのか
- 28 法定福利費を別途請求できる仕組みを作ることがまず必要ではないか
- 29 保険料相当額を発注者の見積に算入することが必要ではないか
- 30 ゼネコンがダンピング受注をしないようにするべきではないのか
- 31 国が行うダンピング対策とは
- 32 法定福利費の事業者負担を避けるため、1人親方などの請負の重層化が進むのではないか

|5 建設業許可・更新|

- 33 社会保険未加入対策に関連した平成 24 年 5 月の建設業法関係法令の改正内 容はどのようなものか
- 34 建設業許可の更新と社会保険未加入対策の関係は
- 35 建設業許可の申請時に保険加入の証明資料として何を提出する必要があるのか
- 36 社会保険に加入していない企業は建設業許可の更新が受けられないのか
- 37 違反業者の通報・強制加入手続きとは

|6 立入検査・監督処分|

- 38 工事現場や営業所への立入検査はどのように行われるのか
- 39 立入検査で確認する保険関係の書類とは具体的に何か
- 40 立入検査で未加入が判明した場合、どうなるのか
- 41 建設業法による監督処分とは何か。従わないとどうなるのか

7 経営事項審査

- 42 保険未加入だと経営事項審査でどう評価されるのか(減点幅の拡大)
- 43 経営事項審査の際に保険未加入だと指導を受けたり、厚生労働省に通報されたりするのか
- 44 保険未加入だと公共工事の入札に参加できないのか

8 元請と下請の関係

- 45 元請企業が下請企業の保険加入の指導を行うのはなぜか
- 46 元請企業による指導の対象となる下請企業の範囲は
- 47 元請企業による保険加入の下請に対する指導の具体的な方法は
- 48 作業員名簿を活用した確認・指導について
- 49 元請企業による下請企業の保険加入状況の把握方法は
- 50 元請企業は2次、3次など下位の下請企業も直接指導するのか
- 51 建設業許可を持たない下請企業も元請による指導の対象となるのか
- 52 下請企業の未加入が判明した場合の取扱いは
- 53 保険加入の指導に従わない下請企業の取扱いは
- 54 台帳や名簿等の確認は必ず工事現場で行わなければならないのか
- 55 毎日新規入場がある工事現場では、毎回保険加入状況をチェックする必要があるのか
- 56 施工体制台帳とはどのようなものか
- 57 施工体制台帳や再下請負通知書、作業員名簿の平成 24 年度の改正内容は
- 58 作業員名簿の様式はガイドライン別紙3の通りでなくてはならないのか
- 59 施工体制台帳の中で、一人親方については国保の番号を記載するのか
- 60 技能労働者が生活保護受給者の場合の記載は
- 61 下請企業を指導する義務は施工体制台帳の作成が義務づけられていない 元請企業には課されていないのか
- 62 下請企業が「健康保険等の加入状況」欄が空欄の再下請負通知書を提出した場合の取扱いは
- 63 国民健康保険や国民年金の加入者や社会保険に該当しない短期の雇用者は保険未加入という扱いになるのか
- 64 元請企業は工事現場にいるすべての従業員の保険加入状況を把握する必要があるか
- 65 労働者か請負人か判断が難しいケースがあるのだが
- 66 1人親方は労働者か、それとも請負人か
- 67 現場を転々と渡り歩いている作業員も社会保険に加入させなければなら ないのか
- 68 社会保険未加入の作業員の入場を禁止する必要があるか
- 69 作業員の保険加入番号の把握は個人情報保護法に抵触する恐れがあるので はないか
- 70 保険未加入企業は工事請負が難しくなるのか
- 71 再下請負通知書による保険加入状況の確認はどのように行うのか
- 72 元請が未加入の下請を指導しているか、チェックされるのか

- 73 元請が未加入の下請を指導していないと何か罰則があるのか
- 74 元請企業が保険未加入の下請企業を使った場合の罰則は
- 75 未加入業者を将来的に現場から排除することについての法令の根拠は

建設業における社会保険未加入問題とは何か

答

建設産業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用の各保険(社会保険等)について、企業としての未加入、 労働者の未加入などにより、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が 多数存在しています。

社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、 若年入職者が減少する一因となっています。そして、若年入職者の減少により、 経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困 難となり、建設産業自体の持続的発展が妨げられることになります。

一方、法律を守らない保険未加入企業の存在によって、適正に法定福利費を 負担し、人材育成を行っている真面目な企業ほどコスト高となり、競争上不利 になるという矛盾した状況が生じています。

こうした状況が建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業 の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図る とともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。

保険未加入問題については、工事費は安ければよいという発注者にも 問題があるのではないか。

答

保険未加入問題については、建設投資が大きく減少し受注競争が激化する中で、過度の価格競争や法定福利費までも変動費化するような不公正な競争が行われるところに問題を発生させる構造的な一つの要因があります。

この問題に対応するためには、ただ安ければよいという発注者も、またダン ピングしてまでも受注したいという受注者も、いずれも今の建設産業界の窮状 を踏まえて、その行動のあり方を顧みることが必要です。

このため、平成 24 年7月には国土交通省から、主な民間発注者団体に対し、 法定福利費の確保により社会保険等未加入対策の徹底を図る観点から、建設工 事の発注に当たって公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注を できる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うことを 求ているところです。

いずれにしてもこの問題は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって取り組むことが不可欠であり、現在社会保険未加入対策推進協議会など様々な機会を通じて関係者一体となった取り組みが進められています。

若者の入職が少ないのは保険未加入のせいか

答

建設業への入職については、他業種の企業等との比較による職業選択の結果とも考えられますが、専門工事業団体の調査によると、若年者が入職しない原因としては、労働条件・労働環境に関するものが多く挙げられており、社会保険等福利が未整備であることも約2割に上っています。

優秀な人材を確保できる魅力ある建設産業としていくためには、人材確保の 面からも、就労労働環境の改善を図ることが重要な課題となっています。

就労環境の改善については、建設工事の原資を負担する施主、施主から直接建設工事を請け負って工事全体を管理する元請企業、技能労働者の相当数を使用する下請企業といった多様な主体が関係していることから、建設業界全体で対応していく必要があります。中でも、社会保険未加入問題については、建設業全体で取り組み、若年者が安心して入職できる産業にしていく必要があります。

ただでさえ少ない給料から保険料を引かれたら生活できないのだが

答

社会保険等は、失業や老後の無収入、病気や怪我といった暮らしの中で避けがたいリスクを、社会全体で支えてくれる仕組みです。みんなでリスクを支える必要があるため、その加入は法律上の義務となっていますが、このセーフティネットを利用することは国民の権利でもあります。

これらの保険による様々な給付は、加入することによって初めて利用することができます。給付のための費用は、加入する労働者が負担する保険料はもちるんですが、事業主が負担する保険料(法定福利費)、さらには公の税金も投入されていますので、総じて見れば、一人で暮らしの中の様々な避けがたいリスクに備えるよりも手厚い給付を受けることができると言えます。

保険料の支払は確かに負担ではありますが、失業や老後の無収入、病気の時の 高額な医療費負担に備えるためにも、社会全体で支え合う社会保険等に加入し ておくことが是非とも必要です。

経営が厳しい中で保険料の事業主負担がこれ以上増えたら経営が 成り立たないのだが

答

社会保険等は、失業や老後の無収入、病気や怪我といった暮らしの中の避けがたいリスクを社会全体で支えるための仕組みです。このため社会全体で支え合うことができるよう、社会保険等への加入は法令上の義務となっています。 大切な従業員のことを考えれば、社会保険等への加入は企業の責務であり、保険料の事業主負担分(法定福利費)は、企業としてどうしても負担しなければならない経費です。

また、法律を守らない未加入企業が、法律をきちんと守って法定福利費を適正に負担している真面目な企業よりも競争上有利となるような市場環境は是正されなければなりませんし、建設産業に若年者が安心して入職できるようにする上で、社会保険等福利厚生を整備して就労環境を改善することは、企業としても建設産業の将来にとっても必要不可欠な取組です。

確かに、保険未加入対策の推進に伴って、未加入企業には加入や法定福利費の負担がこれまで以上に強く求められることになります。そのための原資となる法定福利費が発注者や注文者から適切に支払われていない場合には、受注者が義務的に負担しなければならない経費ですので、これが適切に支払われるよう、発注者や注文者の取組はもちろんのこと、受注者側からも支払を求めていく必要があります。

国土交通省においても、法定福利費の確保のため、ダンピング対策や法令順守 の徹底などに加え、発注者や元請等への働きかけを行うなど、環境整備を進めています。

今後現場から社会保険未加入企業が排除されるのか

答

社会保険未加入問題への対策は、平成 28 年度までの目標期間 5 年間の中で、行政・業界が一体となって取り組むことにより、平成 29 年度には、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率 100%を、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指そうとするものであり、今直ちに未加入業者の排除が求められているわけではありません。

しかしながら、これを目標に見据えつつ段階的に取り組みを進めることとしており、今後建設企業に対する周知啓発を行いつつ、許可行政庁による指導や、 元請企業による施工体制台帳や再下請負通知書、作業員名簿を活用した加入指導が進められることになります。

そして、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成 29 年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきであるとされています。

元請企業に求められる保険未加入者の排除措置はどのようなものか

答

社会保険への加入を進め未加入者を排除するためには、元請企業においては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、下請企業の保険加入を確認・指導することが求められます。具体的には、施工体制台帳(再下請負通知書を含む)や作業員名簿を用いて、下請企業やその労働者の保険加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導することになります。

協力会社組織がある場合には、将来的に保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを見据えつつ、協力会社を指導することも求められます。

なお、遅くとも平成 29 年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきであること、また、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきであることが同ガイドラインで求められており、これを見据えた対応も必要となります。

下請企業への現場での社会保険加入の確認・指導の具体的な方法は

答

元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険等に加入していることを確認し、いずれも適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うことになります。

現場の技能労働者についても、新規入場者の受け入れに際して作業員名簿の 社会保険欄を確認し、加入すべき保険に未加入である場合には、作業員名簿を 作成した下請企業に対し、適切な保険に加入させるよう指導を行うことになり ます。

一人親方対策として何を行えばいいのか。受注量の変動がある以上、 雇用化は無理ではないのか

答

法定福利費の負担の増加を嫌って、技能労働者を雇用する企業が雇用関係を解消して一人親方とすることがないようにするためには、関係者がそれぞれの立場から取り組むことが重要です。

国土交通省では、労働者性の判断基準について周知徹底することとしています。

建設業者団体には、会員企業と共に重層下請構造の是正に向けた自主的な取組を進めることが期待されます。

また、企業の都合による請負関係が生じないようにするためには、企業が法定福利費を負担できるようにすることが重要です。このため、国土交通省では、ダンピング対策の徹底とともに、専門工事業での法定福利費の内訳明示が推進され、発注者・元請企業団体に対し、見積から契約までの法定福利費の適正な考慮が求められており、企業ではこういった取組を活用して必要な法定福利費を求めていくことも可能です。なお、国土交通省直轄工事においては、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映されるように改善されました。

今後検討するとされている就労履歴管理システムとは

答

平成24年7月に建設産業戦略会議が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2012」では、これまでの就労履歴管理システムを巡る議論を踏まえて、IT技術により技能労働者の資格や工事経験などを蓄積し、技能の評価等に活用できる、技能等が「見える化」される仕組みについて検討することが必要と提言されています。

一方、元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って下請企業や作業員の社会保険加入状況の確認を行うことになりますが、これを効率化することも必要です。

いわゆる就労履歴管理システムと言われているものは、技能労働者がその技能に見合った処遇が受けられる魅力ある就労環境を作るために、IT技術を活用して、技能労働者のこれまでの職務経歴や、職務の中で得られた資格・免許や訓練歴が蓄積・管理され、適正に評価・処遇されるようにするための仕組みのことを想定しています。

これは、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って元請企業が行う下請企業や作業員の社会保険加入状況の確認作業などの効率化にも資することが期待されます。

平成24年7月に建設産業戦略会議が取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2012」において、具体化に向け検討すべきと提言されており、現在国土交通省において検討会を設け検討が始められています。

社会保険未加入問題が解決すると、建設労働者、建設業はどう変わるか

答

社会保険未加入対策は、若年者にとって他産業と比べ見劣りしない就労環境を整備するとともに、法律上の義務を真面目に守って法定福利費を負担している企業が法律を守らずに法定福利費を負担しない企業よりも競争力が劣るという不公正な競争環境を是正するために進めているものです。

社会保険等への加入が徹底されると、建設労働者は、失業時や老後の無収入、 病気や怪我といった暮らしの中の避けがたいリスクが保険によってカバーされ るようになり、いざというときの安心をもって働くことができるようになりま す。また、建設企業にとっても、求人の際社会保険完備と胸を張って若年者や その保護者、就職指導を行う教職員に説明できるようになり、有為な人材の確 保につながることが期待されます。

合わせて、法律を守らず法定福利費を負担しないで受注しようとする不良不適格企業が排除されてダンピング受注が減少し、真面目に法律を守って法定福利費を負担する企業による平等かつ公正な競争環境につながることも期待されます。

このほか、保険適用の要否を左右する雇用か請負かの判断基準を具体化・適用することにより、企業の都合による一人親方化が抑止されるとともに、法定福利費の負担回避を目的とする請負関係がなくなり重層下請構造が是正されるといった副次的効果も期待されます。

社会保険に加入した場合と加入しなかった場合の生涯収入額の違いは

答

社会保険等の給付を受けるための条件や金額は、加入者の個々の状況により 異なるため一概には言えませんが、その原資は、加入する労働者が負担する保 険料だけで賄われているものではなく、事業主が負担する保険料(法定福利費)、 さらには国の税金の投入も行われていますので、総じて見れば、暮らしの中の 様々な避けがたいリスクに一人で備えるよりも手厚い給付を受けることができ ると言えます。

例えば、厚生年金保険では、平成 21 年度公表のデータによると、給与から納付する保険料の総額(20歳から 60歳まで)と、老後に受け取れる年金総額(60歳時点の平均余命まで生存)は、次のとおりとなっています。(いずれも 65歳時点の価格に換算したもの)

	保険料負担額	年金給付額
1960 年生まれ		
(2010年で50歳)	2,200万円	6,200万円
1970 年生まれ		
(2010年で40歳)	3, 200 万円	8,000万円
1980 年生まれ		
(2010年で30歳)	4,500万円	10, 400 万円

指導に従わずに保険未加入だとどうなるのか

答

保険未加入企業に対しては、地方整備局や都道府県の許可行政庁から、建設業の許可・更新の手続の際や経営事項審査の受審の際などに加入指導が行われますが、これに従わずに、なおも保険に加入しない場合は、許可行政庁から厚生労働省の保険担当部局に通報されることになります。

通報を受けた保険担当部局からは、その情報を基にその未加入企業に対して加入指導が行われ、それでもなお自主的な加入がない場合には、保険担当部局が職権で強制的に保険の加入手続を行います(強制加入)。

その際、事業の実態が以前からある場合には、新たに自主的に届け出る場合と違って、適用が最大過去2年遡って、過去2年分の保険料も請求されることになります。

以前雇用保険だけは加入していたが、今回健康保険・厚生年金に加入する と過去2年分の保険料が請求されることになるのか。

答

新たに自主的に加入の届け出を行う場合と違って、日本年金機構が行う立入 検査や雇用保険情報との突合、今後開始される法務省の法人登記情報との突合 (平成25年度から実施予定)などの結果、事業実態が従前から継続していた ことが明らかになった場合には、日本年金機構から、最大で2年遡及して厚生 年金等が適用され、遡及適用期間分の厚生年金等の保険料(事業主負担分及び 従業員の本人負担分)の納付が求められることとなります。

会社の経営状況によっては一度に納付することが不可能な場合がありますので、その場合には分割納付(※)を年金事務所の担当者に申し出るようにして下さい。

その際には、事業所の決算書や給与明細書などを示しながら、直ちに保険料の納付に充てることのできる資金の状況や、当面の事業の継続に必要な資金などの状況を丁寧に説明し、どの程度の金額・期間であれば負担できるのかも含めて担当者とよく相談されることが望ましいところです。

なお、滞納した保険料には、滞納期間に応じて延滞金が加算されることになりますが、まずは滞納保険料の元本相当額の納付を進めていただくことになります。

※分割納付:一時に納付することが困難であると認められる場合に、一定期間で納付することとする納付計画を作成して、分割して納付するしくみ

建設国保組合などの国民健康保険組合に入っている人も協会けんぽに入 り直さないといけないのか

答

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいるところですが、保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することが求められています。

病気やケガに備えた医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが健康保険法上求められています。協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険等未加入対策上、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。

※ 国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康 保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人で す(現在では新設は認められていません)。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国 民健康保険組合に加入している場合もありますが、従前から国民健康保険組合 に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が 5人以上に増加した際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保 険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って加 入しているものであれば、適法に加入しているものです。年金制度は厚生年金 に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、 改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。

加入期間が25年に満たないと年金はもらえないのか

答

年金を受給するために最低限必要な資格期間(保険料納付済期間と保険料免除期間等との合算期間)は、これまでを25年間とされてきましたが、これを10年間に短縮する法律(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律)が国会で成立し、平成27年10月1日から施行される予定になりました。

また、国民年金保険料の納め忘れがある場合、遡って納められるのは、これまでは過去2年分まででしたが、平成23年8月に成立した年金確保支援法(国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律)により、平成24年10月1日から3年間に限り、過去10年分に遡って保険料を追納することで、年金につながる納付期間を増やすことができることとなっています。

さらに、年金保険は、高齢になってから得る老齢年金だけでなく、障害や死亡の直前に14ヶ月以上加入していれば、怪我などで障害を負ったときの障害年金や、本人が亡くなった後の遺族への遺族年金を受けることができるようになっています。

若い世代は払った保険料よりも年金として返ってくる金額が少ない というのは本当か

答

政府からは、関係法律に基づいて、年金財政の現状と見通しが5年ごとに検証・公表されていますが、直近では、平成21年度に検証結果が取りまとめられ、関連資料が公表されています。

これを見みると、1955年生まれ(H22時点で55歳)の方は、自身が負担した厚生年金保険料の総額に対し、平均寿命までに受ける厚生年金の総額は、約3.3倍となっています。同様に、1975年生まれ(H22時点で35歳)の方については約2.4倍です。

このように、年齢の高い世代の方が支払った保険料に対して受け取る年金給 付額がより高くなると見込まれているのは事実です。

しかしながら、厚生年金保険は、本人が給料の中から負担する保険料以外に も、事業主(会社)が負担してくれる保険料(法定福利費)、さらには国の税金 も財源として加わって給付が行われますので、上記の見通しでは、若い世代で あっても納付した保険料総額よりも多い給付を受けられる結果が示されていま す。これを踏まえれば、是非とも加入すべきです。

公的年金制度は未納率が高く制度がもたないと聞くので、今さら入って も仕方がないと思うが

答

年金財政は、関係法律に基づき5年ごとに検証が行われていますが、その際には、一定の納付率等を前提に年金財政の安定性について確認が行われ、一定期間(概ね100年間)における年金の給付と負担の均衡が図られていることが確認されています。

厚生年金保険は、保険料が給与から天引きされますので、基本的に未納は生じません。国民年金の被保険者には未納者がいるのが現実ですが、公的年金加入対象者全体から見れば5%未満に過ぎません。

公的年金制度は、自分の給与から天引きされる保険料に加えて、保険料の事業主負担分や国の税金の投入も行われることで、老後に働けなくなって無収入となっても生活資金となる一定の給付を受けられる制度ですから、是非とも加入すべきです。

社会保険等への加入手続きについて情報を集めるには

答

手続制度の詳細については、最寄りの年金事務所やハローワーク・労働基準 監督署で確認することが可能です。日本年金機構や厚生労働省のホームページ でも紹介されています。

http://www.nenkin.go.jp/

https://www.hellowork.go.jp/index2.html

更に、保険加入に当たり不明な点がある場合には、 (一財)建設業振興基金が無料の相談窓口を設けていますので、ここに相談することができます。

また、保険制度や加入方法についてご相談がある場合には、上記の建設業振興基金を経由して、全国社会保険労務士会連合会が依頼する社会保険労務士の相談員に無料の電話相談に応じてもらうことができます。

詳しくは、

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/をご覧下さい。

社会保険等への加入手続きについて相談したいときは

答

保険制度や加入方法についてご相談がある場合には、(一財)建設業振興基金に設けられた相談窓口を経由して、全国社会保険労務士会連合会が依頼する社会保険労務士の相談員に無料の電話相談に応じてもらうことができます。詳しくは、http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/をご覧下さい。

実際の加入手続を社会保険労務士に代行してもらう場合には、業務委託契約を結ぶ必要があり、これは有償となりますが、上記の建設業振興基金、全国社会保険労務士会連合会を通じて、社会保険加入手続の委託に応じてくれる社会保険労務士のリストの提供を受けることができます。

社会保険未加入対策はどのように進められるのか

答

社会保険未加入問題については、業界の構造や慣行などに起因することを踏まえれば、個々の企業だけに委ねられるものではなく、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって対策を進める必要があります。

このため、関係者が課題や取組方針を協議し、情報共有を図る場として「社会保険未加入対策推進協議会」が平成24年5月に中央に設立され、また7月以降、地方ブロック単位でも同協議会が設置されています。

今後は、これを中核として関係団体において保険加入促進計画の策定や、法 定福利費の内訳表示を含む標準見積書の作成、周知・啓発などが進められるこ ととされています。

社会保険未加入対策推進協議会とは何をする団体で、どんな人が参加しているのか

答

行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の建設産業に関わる関係者が一体 となって保険未加入対策を推進するため、平成24年5月に取り組みの推進母 体として設立されたのが、社会保険未加入対策推進協議会です。

この協議会は、全国レベルのものと、地方ブロックレベルのものそれぞれが 設立されており、いずれも建設業団体、関係団体、行政(保険担当部局、建設 業担当部局)等が参加しています。

協議会では、建設業における社会保険未加入対策を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有等が行われています。

特に、協議会に参加する各建設業者団体では、それぞれの立場から主体的な 取組を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」 を策定し、毎年フォローアップを行うこととされています。

建設業団体から会員企業への周知はどのように行えばいいのか

答

協議会に参加する各建設業者団体では、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、団体での現状と合わせて、周知啓発・現場での確認・指導・法定福利費の確保など様々な側面からの自主的な取組方針を示して、毎年フォローアップを実施することとしています。

会員企業に対しては、

- ①その策定する加入促進計画の内容をよく説明し、その着実な実施を求めること
- ②平成24年5月の社会保険未加入対策推進協議会で国から示され、電子データが各団体に配布されている周知啓発用のチラシや、国が作成する周知用のポスターやリーフレットの版下を印刷・配布し、工事現場での掲示、事務所での備付、社員や工事現場の技能労働者への配布など、各企業単位での工夫した配布を求めること

が、保険未加入対策を進める上で重要です。

公共工事の発注価格には法定福利費がどの程度含まれるのか

答

法定福利費は、工事の受注者が義務的に負担しなければならない経費ですので、発注者が所要額を適切に見込む必要がありますが、国土交通省直轄の公共工事においては、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が適切に予定価格に反映できるよう積算基準が定められています。

工事の種類や規模により異なりますが、例えば、国土交通省直轄土木工事の 予定価格に占める法定福利費の割合は、平均的な工事費の場合、概ね4%程度 です。

法定福利費の確保に向けた行政の取り組みは

答

社会保険等への加入を進める上では、加入の原資となる法定福利費が発注者から元請企業を経由して個々の下請企業者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

現在の専門工事業に係る見積書は、一般にキロ単価やトン単価で表示され、 専門工事業者が負担する法定福利費の金額が明らかでないことから、国土交通 省から各専門工事業団体に対し、法定福利費を内訳明示する標準見積書を作 成・活用するよう要請しています。

また、発注者・元請企業・下請企業それぞれの立場から法定福利費の確保が進められるよう、国土交通省では次の取組を行っています。

- ①民間発注者団体に対し、低価格発注を避け、法定福利費が確保されるよう見 積・入札・契約の際に配慮することが求められています。
- ②発注者・受注者間の法令遵守ガイドライン及び元請・下請間の法令遵守ガイドラインにおいて、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきこと、状況によっては建設業法に違反するおそれがあることを示しています。
- ③本来事業者が負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう国土交通省直轄工事の積算方法を見直しています。
- ④総合工事業者(元請)から専門工事業者(下請)へ法定福利費が適切に支払 われるようにするため、元請工事業団体に対し、法定福利費が内訳明示され た下請見積書を尊重して下請契約を締結するよう要請しています。

今後も、行政において、発注段階、元請段階、下請段階の各段階で法定福利 費が適切に確保されるようにするため、引き続き様々な取組が進められる予定 です。

法定福利費を確保するため、専門工事業団体は何をすればいいのか

答

現在の専門工事業に係る見積書は、一般にキロ単価やトン単価で表示され、 専門工事業者が負担すべき法定福利費の金額が明らかでありません。これでは、 元請企業や発注者に法定福利費の負担を求めることも困難です。

このため、まず専門工事業団体において、業種ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順書を作成し、見積時に元請企業等に対して提示していくこととされました。

専門工事業団体としては、書式等を作成した上で、それらを傘下の各会員企業に周知し、実際に元請との間で活用されるよう働き掛けることが求められます。

国土交通省においてもこうした取組が実効あるものとなるよう、民間発注者 団体や元請企業の団体に対して要請を行っています。

今後、各専門工事業団体・企業が法定福利費の確保に向けた取組を一層推進 することが期待されています。

今後、専門工事業団体による標準見積書の作成をどのように進めるのか

答

法定福利費を内訳明示する標準見積書及びその作成手順書の作成については、 平成24年5月に開催された保険未加入対策推進協議会において国土交通省か ら各専門工事業団体に対して要請されました。

これを受け各専門工事業団体において検討を行い、同年 1 0 月末に開催され た同協議会においてとりまとめが行われました。

今後は法定福利費の確保に向け、まずはこれを積極的に活用しながら関係者 がそれぞれの立場から取り組みを進めることとしています。

具体的には、10月末の協議会での議論を踏まえ、総合工事業団体・専門工事業団体それぞれが関係者への働きかけや会員企業への周知を図るとともに、 国土交通省からも関係者への働きかけを行います。

また、実際に標準見積書を活用する中で発生する課題を国土交通省や関係者で収集し、推進協議会WGにおいて対応方針を議論することとし、関係者が協力して法定福利費の確保に取り組むこととしています。

法定福利費を別途請求できる仕組みを作ることがまず必要ではないか

答

現在、専門工事業団体では、それぞれの業種ごとに、見積時に法定福利費の 内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順書の検討・作成が進められ ています。これは、専門工事業者が必要な法定福利費の額を明示できなければ、 工事全体で必要となる法定福利費を確保するための調整も困難と考えられるた めです。

法定福利費の別途請求には様々な仕組みが想定されますが、いずれにしても 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書の作成が第一歩であることから、 まずはこれを進めつつ引き続き検討することになります。

法定福利費が適正に確保されるようにするためには、発注者・元請企業から下請企業・技能労働者に至る各段階で必要な額が確保される取組が必要となることから、国土交通省から発注者団体や元請団体に対して法定福利費の適切な確保について要請しています。

日本建設業団体連合会からも会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用が要請されており、こういった動きを活用してそれぞれ元請企業や発注者に対して適切な負担を求めていくことも必要です。

保険料相当額を発注者の見積に算入することが必要ではないか。

答

社会保険未加入対策を進める上では、発注者の段階から法定福利費が確保されるようにすることが重要です。

民間発注者にも周知されている「発注者・受注者間における法令遵守ガイド ライン」では、

- ①発注者及び受注者は見積の段階から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきである、
- ②法定福利費相当額を含まない金額で請負契約を締結した場合には、保険加入 義務を定めた法令違反を発注者が誘発するおそれがあり、不当に低い請負代 金を禁じる建設業法第19条の3に違反するおそれもある、

とされ、発注者にも法定福利費の確保が求められています。

また24年7月に、国土交通省から民間発注者団体に、

- ①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うこと、
- ②技能労働者等に係る法定福利費が確保されるよう、見積・入札・契約の際に 配慮する必要があること

が要請されています。

なお、国土交通省直轄の土木工事においては、平成24年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映できるように、現場管理費率式の見直しが実施されました(建築工事については従前からの積算方法によって法定福利費が適切に確保されています。)。

こうした取組の中で、専門工事業者は総合工事業者へ、総合工事業者は発注 者へ、法定福利費の適切な確保をそれぞれ働きかけることによって、発注段階 における法定福利費の見積り算入が具体化していくものと考えられます。

ゼネコンがダンピング受注をしないようにするべきではないのか

答

総合工事業者(元請企業)がいわゆるダンピング受注をすると、下請へのし わ寄せ等につながりやすいことから、ダンピング受注の排除は極めて重要な課 題であり、公共工事の発注機関では、低入札価格調査制度及び地方公共団体に おいては最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除が図られて いるところです。

また、国土交通省からは、社会保険未加入対策の一環として、民間発注者団体に対し、公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできるだけ避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行うことが求められるとともに、元請工事業団体に対し、法定福利費は価格競争上の変動費として扱うべきではなく、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるようにすることを求めています。

あわせて、元請業者から専門工事業者へ必要な経費や賃金が適切に支払われるようにするため、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を活用して明確化が図られる仕組みや、下請契約において専門工事業者の見積が考慮される仕組みなど、下請契約における支払の透明性、客観性の確保に資する環境整備に向けた取組が進められています。

国が行うダンピング対策とは

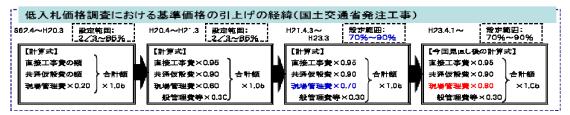
答

公共工事の発注機関は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成23年8月9日閣議決定)において、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされています。

国土交通省発注工事については、平成20年以降3回にわたり調査基準価格が引き上げられてきており(※1)、あわせて調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約をする場合の措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ、前払金支払割合の引き下げ等の措置が行われることとされています。

さらに、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である各費用の額に一定の率を乗じて得た金額に満たないもの(※2)については特別重点調査が行われており、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであるかが徹底して調査され、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除が徹底されています。

X 1



- ※2 一定の率とは直接工事費 75%、共通仮設費 70%、現場管理費 70%、
 - 一般管理費等30%。

法定福利費の事業者負担を避けるため、1人親方などの請負の重層化が 進むのではないか

答

社会保険未加入対策を進めると、技能労働者を雇用する企業は雇用関係にある技能労働者のための法定福利費(保険料の事業主負担分)の負担が増加することになりますが、これを避けるために、技能労働者との雇用関係を解消してこれを一人親方とし、一人親方と請負関係を結ぶ企業が出てくるおそれがあります。

このような企業の都合による一人親方化は、就労環境の改善のために進められている保険未加入対策に逆行することから、関係者を挙げて対策に取り組む必要があります。

まず、形式上は請負関係であっても実態が雇用関係であれば雇用関係がある者として保険関係法令が適用されることを踏まえ、国土交通省では、労働者性の判断基準について周知徹底することとしています。

また、建設業団体には、重層下請構造の是正に向け自主的に取り組むことが 期待されています。

さらに、国土交通省が進めるダンピング対策の徹底と併せて、専門工事業団体が進めている法定福利費を内訳明示する標準見積書の作成を始め、発注者、受注者、行政など関係者を挙げて、保険加入の原資である法定福利費の適切な確保に取り組むこととしています。

社会保険未加入対策に関連した平成 24 年 5 月の建設業法関係法令の改正 内容はどのようなものか

答

平成24年5月に建設業法施行規則及び経営事項審査の項目及び基準を定める 告示が改正されました。改正内容は以下の3点です。

① 許可申請書の添付書類に保険加入状況を記載する書面を追加(施行規則 第4条改正、様式第20号の3追加)

建設業の許可又は許可更新の申請時に地方整備局又は都道府県の許可行政庁が保険加入状況の確認、指導等を行うため、申請書の添付書類に社会保険等への加入状況を記載する書面が追加され、その様式が整備されました。

【施行:平成24月11日1日】

② 施工体制台帳等の記載事項に保険加入状況を追加(施行規則第 14 条の 2、 第 14 条の 4 改正)

特定建設業者が下請負人の保険加入状況を把握し、適切な指導等を行い建設 工事の適正な施工を確保するために、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通 知の通知事項として社会保険等への加入状況が追加されました。

【施行:平成24年11月1日】

③ 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化(施行規則様式第 25 号の 11、様式第 25 号の 12 改正、告示第 1 の 4 の 1、付録第 2 改正) 経営事項審査において、「健康保険及び厚生年金保険」の審査項目が「健康保険」と「厚生年金保険」に細分化されるとともに、「雇用保険」を加えた 3 保険に未加入の場合の減点幅が引き上げられました。また、審査項目の細分化に伴い申請書及び結果通知書の様式が改正されました。【施行:平成 24 年 7 月 1 日】

建設業の許可や許可の更新等の申請と社会保険未加入対策の関係は。

答

社会保険未加入対策を進めるためには、行政としての取り組みも不可欠です。このため、国土交通省では平成24年5月に関係法令を改正し、地方整備局又は都道府県の許可行政庁による建設業の許可や許可の更新等の際に、添付書類として「健康保険等の加入状況」の提出を求め、保険加入状況を確認することとしました。

建設業の許可等を申請した企業は、保険未加入の場合は、保険加入の文書指導を受け、加入状況の報告を求められることになります。指導を受けてもなお保険に未加入の場合には、厚生労働省保険担当部局への通報が行われ、保険担当部局からの加入指導や保険関係法令に基づく職権適用などの措置を受けるほか、それでも加入しない一定の企業は、許可行政庁から建設業法に基づく監督処分を受ける場合があります。

建設業許可の申請時に保険加入を証明する資料としてどういった書類を提出する必要があるのか。

答

「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の 直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証 明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料を提出又は提示する必要があります。

また、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保 険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係 る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料を提出又は提示する必 要があります。

社会保険に加入していない企業は建設業の新規の許可や更新等の許可が受けられないのか

答

社会保険に加入していない企業でも建設業許可の新規の許可や更新等の許可は受けられます。

ただし、保険未加入企業に対しては、地方整備局又は都道府県の許可行政庁から建設業の許可が通知される際に併せて指導文書が送られ、社会保険等への加入の指導及び一定期日までに加入した旨報告することが求められます。

保険未加入企業が許可行政庁の指導に従わずに、なおも社会保険等に加入しない場合は、企業名(事業所名)等が厚生労働省の保険担当部局に通報され、加入勧奨等の措置を受けるとともに、それでもなお加入しない一定の企業は、許可行政庁から建設業法に基づく監督処分を受けることになります。

違反業者の通報・強制加入手続きとは

答

保険未加入企業に対しては、許可行政庁から建設業の許可を通知する際に指導文書により保険加入の指導が行われるとともに、加入した旨の一定期日までの報告が求められます。保険未加入企業が、許可行政庁による指導に従わずに、なおも保険に加入しない場合は、許可行政庁から厚生労働省の保険担当部局に通報という形で企業名(事業所名)等の情報が提供されることになります。

通報を受けた保険担当部局からは、その情報を基にその未加入企業に対して加入指導が行われ、それでもなお加入しない場合には強制加入手続が行われることになります。強制加入手続とは、保険への未加入企業からの自主的な届出がない場合でも、保険担当部局が職権で強制的に保険の加入手続を行うものです。従来から事業を継続して行っていて加入しなければならない状態であった場合には、新たに自主的に届け出る場合と違って、適用が最大過去2年まで遡って、過去2年分の保険料も請求されることになります。

工事現場や営業所への立入検査はどのように行われるのか

答

本店及び営業所への立入検査は、立入検査を行う本店及び営業所の社会保険等への加入状況を確認するために実施されます。その際、健康保険及び厚生年金保険についての直近の保険料の納入が確認できる領収証書又は納入証明書などの書類の提示が求められ、当該企業が保険に加入しているか否かの確認が行われます。

更に従業員の社会保険等の加入状況を確認するため、従業員の保険加入状況 が確認できる健康保険・厚生年金資格取得確認及び標準報酬決定通知書などの 書類の提示が求められます。

一方、建設工事現場への立入検査では、発注者から直接建設工事を請け負った 特定建設業者が下請負人に保険加入の指導をどのように行っているか調査され ます。その際、施工体制台帳(再下請負通知書を含む)等の書類の提示が求め られ、下請負人等の加入状況の確認が行われるとともに、請負人の保険加入状 況を特定建設業者がどのように把握しているか等の調査が行われます。

立入検査で確認する保険関係の書類とは具体的に何か

答

本店及び営業所への立入検査では、健康保険・厚生年金保険への加入を確認するため、直近の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書のほか、労働者名簿、賃金台帳、直近の健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書などの確認が行われます。

また、雇用保険への加入を確認するため、直近の労働保険概算・確定保険料申告書、直近の保険料の納入に係る領収済通知書、労働者名簿、賃金台帳、直近の雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)などの確認が行われます。

一方、建設工事現場への立入検査においては、施工体系図、施工体制台帳(再下請通知書を含む)、作業員名簿、新規入場者教育の実施記録などにより、建設工事現場に入場している企業の保険加入状況や元請の特定建設業者から下請企業に対する指導状況の確認が行われます。

立入検査で未加入が判明した場合、どうなるのか

答

本店及び営業所への立入検査で事業所の保険未加入や従業員の未加入が判明した際は、保険未加入企業は、指導文書により保険への加入指導を受けるとともに一定期日までに加入した旨の報告が求められることになります。

保険未加入企業が、許可行政庁の指導に従わずに、なおも保険に加入しない場合は、保険担当部局に企業名(事業所名)等が通報され、加入勧奨等の措置を受けるとともに、それでもなお加入しない一定の企業は、許可行政庁から建設業法に基づく監督処分を受けることになります。

建設業法に基づく監督処分とは何か。従わないとどうなるのか

答

建設業法に基づく監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することや、建設業の請負契約の際に適正な取引が行われることを目的としており、建設業法第28条に定められている「指示処分」と「営業停止処分」があります。また、第29条による「許可の取消処分」があります。

指示処分に従わない場合は営業停止処分となります。営業停止処分に従わない場合は許可が取り消されることとなります。

社会保険未加入の場合の監督処分については、国土交通省が定める監督処分 基準に従って処分がなされることになります。

保険未加入だと経営事項審査でどう評価されるのか(減点幅の拡大)

答

経営事項審査を受けた建設企業は、審査を行った地方整備局又は都道府県から総合評定値(P点)と呼ばれる評点の通知を受け、この評点を入札や競争参加資格審査の際に発注者に提出することとなりますが、保険未加入の場合には減点され、この総合評定値(P点)が低下することとなります。このため、適切に法令を遵守して保険に加入している企業と比べて、一連の公共工事の入札契約手続の中で低い評価となる可能性があります。

本来加入すべき雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の 3 保険のいずれにも未加入であった場合には、総合評定値(P点)は171点の減点となります(総合評定値(P点)の平均値は680点程度)。なお、改正前の基準と比較すると減点幅は86点拡大しています。

経営事項審査の際に保険未加入だと許可行政庁から指導を受けたり、保険 担当部局に通報されたりするのか。

答

経営事項審査の際に保険未加入であることが明らかとなったときには、建設業の許可・更新時の取り扱いと同様に、保険未加入企業は、指導文書により保険への加入の指導を受け、加入した旨の一定期日までの報告が求められます。

保険未加入企業が、許可行政庁の指導に従わずに、なおも保険に加入しない場合は、保険担当部局に企業名(事業所名)等が通報され、強制加入手続や建設業法による監督処分を受けることがある点についても、許可・更新時と同様です。

保険未加入だと公共工事の入札に参加できないのか

答

公共工事の入札に参加しようとする建設企業は、各発注機関が実施する競争 参加資格審査を受けて有資格と認定される必要があります。

発注機関の中には、社会保険等への加入を競争参加資格審査申請の要件に定めているところもあり、この場合、未加入の建設企業は、当該発注機関で有資格となることができません。

それ以外の発注機関では、社会保険未加入であっても有資格認定を受けることは可能ですが、競争参加資格審査のうち、客観的事項(いわゆる経営事項審査)では、社会保険未加入の場合、大幅な減点(120点)となります。

元請企業が下請企業の保険加入の指導を行うのはなぜか

答

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)においては、 元方事業主に対して、関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚 生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように 努めることが義務づけられています(第8条第2項)。

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っています。元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められます。

とりわけ社会保険等については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、加入を徹底することが必要です。このため、下請企業に対する指導等の取組を行い、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められています。

元請企業による指導の対象となる下請企業の範囲は

答

平成 24 年 7 月 4 日に国土交通省から示された「社会保険の加入に関する下請 指導ガイドライン」による下請指導の対象は、元請企業と直接の契約関係にある 者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業が 対象となります。

元請企業による保険加入の下請に対する指導の具体的な方法は

答

元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、その企業に対して早期に加入手続を進めるよう指導を行うことになります。

また、現場の技能労働者についても、新規入場者の受け入れに際して作業員 名簿の社会保険欄を確認し、加入すべき保険に未加入である場合には、作業員 名簿を作成した下請企業に対し、適切な保険に加入させるよう指導を行うこと になります。

これらの指導に当たっては、状況に応じてまずは口頭による指導を行うこと も考えられますが、最終的には文書による指導を行うことで、指導の実績を残 して今後の下請企業の選定等に役立てていくことが適切です。

作業員名簿による確認・指導方法について

答

元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、建設工事の施工現場で就労する建設業に従事する作業員について、新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認することになります。

確認の結果、

- ①全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ②法人に所属する作業員であるにもかかわらず、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ③個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適用除外となる者を 除き、作業員を適切な保険に加入させるよう指導することになります。

元請企業による下請企業の保険加入状況の把握方法は

答

元請企業は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認することになります。

また、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して各作業員(建設業に従事する者に限る。)について作業員名簿の社会保険欄を確認することで作業員単位での保険加入状況を把握することになります。

元請企業は2次、3次など下位の下請企業も直接指導するのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による下請指導に当たっては、元請企業がすべての下請企業に対して自ら直接指導を行うことが求められているわけではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法で行うことも可能とされています。

ただし、直接の契約関係にある下請企業が指導を怠った場合や、直接の契約 関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認め られる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要です。

建設業許可を持たない下請企業も元請による指導の対象となるのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、建設業の許可の有無 にかかかわらず下請企業に対する加入指導を元請企業から行うこととされてお り、建設業許可を持たない下請に対する指導も必要です。

下請企業の未加入が判明した場合の取扱いは

答

元請企業は、下請企業が適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきとされています。

また、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきとされています。

保険加入の指導に従わない下請企業の取扱いは

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、現在のところ保険加入の指導をしても従わない下請企業について、下請契約を解除することまでは求められていませんが、下請企業について社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行っていくこととされています。

また、社会保険等に未加入の企業は、保険関係法令を遵守していない不良不適格業者という位置付けとなりますので、下請企業の選定時には、こうした未加入企業と取引関係を持つことは望ましくないことから、将来的に下請から排除することも選択肢となり得ます。

そして、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきとされています。

台帳や名簿等の確認は必ず工事現場で行わなければならないのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業には、直接の下請契約関係のない下請を含め、すべての下請企業に対し自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、 又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能とされています。

これを踏まえ、ガイドラインでは、下請企業に対する指導と確認の事務の相当部分を調達部門に担って頂くことを想定し、効率的な事務の実施を図るために協力会社組織を通じた指導や下請企業選定時の確認等について記載されています。

再下請負通知書の確認は場合によっては支店・営業所で一元的に行うことも可能であり、工事現場では、ポスター掲示による周知啓発や、作業員名簿を活用した定型的なチェックなどを行うものとされていますが、必ずしも現場での書類確認が求められているものではなく、元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能とされています。

毎日新規入場がある工事現場では、毎回保険加入状況をチェックする必要 があるのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、新規入場者のチェックの際に、作業員名簿により保険加入状況を確認することが求められています。このチェックは、作業員名簿の社会保険欄を確認するという定型的な作業ですが、情報システムであらかじめ把握している場合など、他の方法で確認できる場合には作業員名簿による確認は不要とされています。

施工体制台帳とはどのようなものか

答

施工体制台帳とは、工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳であり、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が下請負人からの再下請負通知書等に基づき作成することで、施工体制全般を把握し、建設工事の適正な施工を確保することを目的としています。締結した下請契約の請負代金の額が計 3,000 万円(建築一式工事は 4,500 万円)以上となる場合に、公共工事、民間工事を問わず作成する義務が生じます。施工体制台帳には、施工にあたる建設企業及びその請負契約・下請契約について記載することとされており、建設業の種類、建設工事の名称、内容及び工期、健康保険等の加入状況、請負契約を締結した年月日、発注者名・住所、当該請負契約を締結した営業所の名称・所在地、発注者等の監督員の氏名、現場代理人の氏名及び通知事項、監理技術者等の氏名と有する技術者資格及び専任か否かの別、などについて記載します。

また、施工体制台帳には、すべての請負契約書の写し、監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写しなどの書類を添付する必要があります。

施工体制台帳や再下請負通知書、作業員名簿の平成24年度の改正内容は

答

平成 24 年 5 月 1 日の建設業法施行規則の一部改正により、同年 11 月 1 日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳、再下請負通知書に健康保険等の加入状況を記載しなければなりません。

これに伴い、施工体制台帳及び再下請負通知書の作成例が「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の別紙1、2のとおり変更され、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況と事業所整理記号等を記載することとなりました。

また、この改正にあわせて作業員名簿の作成例も同ガイドラインの別紙 3 のとおり変更となり、加入している健康保険·年金保険·雇用保険の名称及び被保険者証番号(下 4 けた)等を記載することとなりました。

作業員名簿の様式はガイドライン別紙3の通りでなくてはならないのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の別紙 3 は、作業員名簿の作成例であり、必ずしもこの形に沿ったものでなくても、社会保険の名称、被保険者番号等の必要な情報を記載する欄が分かりやすく設けられているものであれば問題はありません。

施工体制台帳の中で、一人親方については国保の番号を記載するのか

答

施工体制台帳及び再下請負通知書におけるチェックは、事業所単位での加入 状況を確認するものであることから、いわゆる一人親方が事業主として受注し た場合には、「保険加入の有無」欄の「適用除外」を〇で囲み、「事業所整理記号等」 欄のうち各保険の番号欄は空白のままとします。

なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を、請負契約関係にある個人事業主にすることがありますが、請負契約の形式をとっていても業務遂行上の指揮監督の有無、専属性の程度などの実態が雇用労働者であれば、労働者として保険関係法令が適用され、それが明らかになったときは保険料の追納もあり得ることになりますので留意が必要です。

技能労働者が生活保護受給者の場合の記載は

答

生活保護の受給者は、生活保護法により医療扶助が現物給付されることから、 国民健康保険法第6条第9号の規定により国民健康保険の適用除外です。

このため、健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険に加入して おらず、生活保護の受給者である作業員については、作業員名簿の健康保険の 保険名称を記載する欄に「適用除外」と記載する必要があります。

(参考)

〇国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)

(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町 村が行う国民健康保険の被保険者としない。

一~八 (略)

九 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯 (その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者

十·十一 (略)

下請企業を指導する義務は施工体制台帳の作成が義務づけられていない元請企業には課されていないのか

答

下請契約の総額が建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)で定める金額(建築一式工事にあっては 4,500 万円、その他の工事にあっては 3,000 万円)を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第 14 条の 2 から第 14 条の 7 までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところです(「施工体制台帳の作成等について」(平成 7 年 6 月 20 日建設省経建発第 147 号)参照)。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、建設工事の施工に係る下請企業の社会保険等の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、 元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましいとされています。

下請企業が「健康保険等の加入状況」欄が空欄の再下請負通知書を提出した場合の取扱いは

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業は、「健康保険等の加入状況」欄が空欄の下請企業に対し、保険加入状況を確認し、適切な保険に加入しているのであれば記載の訂正を求め、加入していないのであれば「未加入」と記載を修正させた上で、当該事業所を適切な保険に加入させるよう指導することとされています。

国民健康保険や国民年金の加入者や社会保険に該当しない短期の雇用者 は保険未加入という扱いになるのか

答

社会保険等未加入対策の取組は、法人・個人事業主の別や、個人事業主にあっては従業員規模等を踏まえて、現行制度で求められている適切な保険への加入を確保しようとするものであり、現行法制度に沿って適正に国民健康保険や国民年金に加入している方については、改めて保険に入り直す必要はありません。また、臨時に使用されーヶ月以内で日々雇用される方等についても、健康保

作業員名簿には、加入している保険の名称と、被保険者番号を記載しますので、健康保険や厚生年金への加入義務がない方は、国民健康保険や国民年金保険に加入していれば保険加入として扱われるため、作業員名簿に加入している保険名等を記載することが必要です。

険や厚生年金保険の適用除外となりますので同様です。

しかしながら、国民健康保険や国民年金保険に加入している方であっても、 常時 5 人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用 している場合など、健康保険や厚生年金保険への加入義務がある事業所で働く 方については、適正な保険に加入するよう、元請企業は下請企業を指導しなけ ればなりません。

元請企業は工事現場にいるすべての従業員の保険加入状況を把握する 必要があるか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業には、直接の下請契約関係のない下請企業を含め、すべての下請企業に対し自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能とされています。

同ガイドラインにおいては保険加入状況の把握は、作業員(建設業に従事する者に限る。)を対象に行うものとされており、事務員、清掃員や場内整備員、残土運搬運転手等、現場の建設労働者でない者を作業員名簿に記載させ、保険加入状況の確認を求めようとするものではありません。

なお、派遣社員(事務員)については、派遣元会社が保険加入手続きを行いますが、建設業に従事する作業員の派遣が認められているのは「建設業務労働者就業機会確保事業」(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5章)による場合に限定されており、これによらない作業員の派遣は違法(偽装請負)ですので十分な留意が必要です。

労働者か請負人か判断が難しいケースがあるのだが

答

建設業においては、様々な形で労務の提供が行われていますが、その働き方が「労働者」に該当するか、それとも「事業者」に該当するかは、その立場により適用される法律が異なるため、非常に重要な問題です。

労務の提供者が労働者に該当する場合には、通常、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入義務があり、事業主は、その労働者のため保険料の事業主負担分を支払うことが必要です。一方、事業者に該当する場合には、雇用保険は適用されず、医療保険及び年金保険はその労務提供者自身で国民健康保険及び国民年金に加入することとなります。

労務の提供者が労働者に該当するのか事業者に該当するのかは、雇用契約を結んでいない、請負契約を結んでいる、といった外形にかかわらず、業務遂行の際具体的な指揮監督を受けているのかどうか、機械・器具等は自分のものではなく工務店等のものを使用しているのかどうか、特定の企業の仕事のみを長期にわたり継続して請け負っているかなど、労働の実態によって判断されることになります。

今後、国土交通省は、労働者性や請負等の判断基準を現場で当てはめた際に、 どのような場合に労働者に該当し、事業者に該当するのか、分かりやすい事例 を示した素材を作成する予定としています。

一人親方は労働者か、それとも請負人か

答

労働基準法では、労働者とは「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と定められています。一般的に、一人親方は、請負を前提とした働き方をしており、誰かに使用されているわけでもなく、賃金が支払われているわけでもない事業者ですので、労働者には当たりません。

ただし、「労働者」に該当するか、それとも「事業者」に該当するかは、労働の実態によって判断される必要があります。一人親方といっても、全ての工事現場で事業者に該当し労働者に該当しないというわけではなく、社会保険等の法律の適用に当たっても、業務遂行上の指揮監督の有無、専属性の程度など、その時の仕事の実態に応じて労働者なのか請負人なのか判断されることになります(問65参照)。

現場を転々と渡り歩いている作業員も社会保険に加入させなければ ならないのか。

答

建設工事は、単品受注生産という特性があり、このため、技能労働者は、様々な注文者の工事に従事することが通常です。工事現場が様々であっても、技能労働者の就労形態に応じて所定の社会保険等に加入することが法律で義務づけられていますし、また、建設業の持続的発展に必要な人材の確保、企業間の健全な競争環境の構築を図る上でも社会保険等への加入は不可欠です。

このため、今般、建設業団体が作成している作業員名簿の様式が改正され、 各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者 番号等の記載欄が追加されました。

この作業員名簿を活用することによって、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員の社会保険欄を確認し、空白になっているなどの場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すべきことが「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において定められています。

社会保険未加入の作業員の入場を禁止する必要があるか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成29年度 以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員につい ては、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとすべきと されています。

作業員の保険加入番号の把握は個人情報保護法に抵触する恐れがある のではないか

答

作業員名簿に記載する被保険者番号等は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報に該当することから、同法 及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 24 年国土交通省告示第 363 号)に留意し、適切に取り扱うことが必要です。

特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的(保険加入状況を元請企業に確認させること)を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要です。

保険未加入企業は工事請負が難しくなるのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、元請企業は未加入企業は不良不的確業者であることを踏まえて、下請契約に先立って下請企業を選定する際には、候補となる建設企業の社会保険加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこととされています。

また、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しない取扱いとすべきとされています。

保険未加入企業との下請契約を禁止する法令の規定はありませんが、建設工事について下請契約を結ぼうとする場合には、若年入職者の確保に必要な技能労働者の処遇改善と企業間の健全な競争環境の構築という、保険未加入対策の趣旨を的確に踏まえた対応が望まれます。

再下請負通知書による保険加入状況の確認はどのように行うのか

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、特定建設業者 たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により二次以下 の下請企業が社会保険に加入していることの確認をすること、また、確認の結 果、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である場合には、早期 に加入手続を進めるよう指導を行うことが求められています。

この加入状況の確認に当たっては、必要に応じ、下請企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましいでしょう。なお、雇用保険については厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト(http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/)において適用状況を確認することができます。

平成 24 年 11 月以降に発注者と特定建設業者が請負契約を締結した工事に係る施工体制台帳については、同ガイドライン別紙 2 の作成例を参考として作成し、適正な施工体制の確保に努めることが求められます。

元請企業が未加入の下請企業を指導しているか、チェックされるのか

答

未加入の下請企業に対する元請企業からの加入指導については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業の役割と責任として、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要があるとされています。

その上で元請企業には、施工体制台帳や作業員名簿を活用して確認する中で保険未加入が確認された際には、保険に加入するよう下請企業を指導することが求められています。

許可行政庁からは、本店及び営業所への立入検査や建設工事現場の立入検査が行われる際に、元請企業が未加入の下請企業を適切に指導しているかチェックが行われます。

元請企業が未加入の下請企業を指導していない場合、元請企業に対し 何か罰則があるのか

答

許可行政庁が本店及び営業所への立入検査や建設工事現場の立入検査を行った際に、元請企業から未加入の下請企業に対する指導が行われていないことが確認された場合には、指導を行っていない元請企業は、現在のところ法令上の監督処分は予定されていませんが、許可行政庁から「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等の趣旨を踏まえ下請企業を適切に指導するよう指導等を受けることになります。

元請企業が保険未加入の下請企業を使った場合の罰則は

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は下請企業について社会保 険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、 早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきとしています。

また、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しない取扱いとすべきとしています。

保険未加入企業との下請契約を禁止したり、契約を結んだ際の罰則を定めた 法令の規定はありませんが、建設工事について下請契約を結ぼうとする場合に は、若年入職者の確保に必要な技能労働者の処遇改善と企業間の健全な競争環 境の構築という、保険未加入対策の趣旨を的確に踏まえた対応が求められます。

未加入業者を将来的に現場から排除することについての法令の根拠は

答

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、遅くとも平成29年度 以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、 適用除外でないにもかかわらず未加一入である建設企業は、下請企業として選 定しないとの取扱いとすべきとされていますが、これは法令で定められている ものではなく、企業として期待される対応方針を示しているものです。

社会保険の適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、社会保険に関する法令を遵守しない企業であり、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなります。このため、不良不適格業者の排除について「入札契約適正化指針」(閣議決定)でも定められています。

元請企業においては、これらを踏まえ、遅くとも平成29年度以降においては、 保険未加入企業を下請企業として選定しない取扱いとすべきです。